～古物商の皆さまへ～

特定商取引法の一部が改正され、平成25年2月21日から施行されたことにより、古物商が取引の相手方の住所を訪問して古物を買い受ける場合、古物営業法上の遵守事項に加え、新たに**特定商取引法上の遵守事項が課される**こととなりました。

消費者庁作成にかかる下記資料を参考にして法令の遵守に努めてください!!

ご存知ですか？訪問購入のルール

特定商取引法の一部が改正され、自宅での買取りのルールが変わります

1．不招請勧誘の禁止

訪問購入について、飛び込み勧誘は禁止となります。また、消費者から「査定」の依頼があっても、「査定」を超えた勧誘をしてはいけません。

2．勧誘目的の明示

勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければなりません。

3．再勧誘の禁止

消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。

4．書面の交付義務

物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければなりません。

5．引渡しの拒絶

消費者はクーリング・オフ期間中（4.の書面交付から8日以内）物品の引渡しを拒むことができます。また、迷惑をかけるような方法等で同期間内に引渡しをさせること等は禁止されます。

6．クーリング・オフ

4.の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能です。

7．クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務

クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリング・オフの対象物品であることなどを書面で通知しなくてはなりません。また、元々の売主である消費者に、第三者への引渡しに関する事項を通知しなくてはなりません。

→ その他、不実告知、迷惑勧誘等に関する規制があります。

→ 違反事業者は行政処分（業務停止命令等）や罰則の対象となります！

適用除外となる商品、取引態様

自動車（2輪のものを除く。）　家具　家電（携行が容易なものを除く。）　本、CDやDVDゲームソフト類　有価証券

- 消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- いわゆる御用聞き取引の場合
- いわゆる常連取引の場合
- 転居に伴う売却の場合

※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。

法改正について、
もっと詳しくお知りになりたい方へ

消費者庁では、No!トラブルのための情報サイト
消費生活安心ガイド
www.no-trouble.jp
において、今般の法改正の内容や説明会の資料など、法改正についてよく知るために必要な情報を提供しています。
詳しく知りたい方は、同サイトをご利用ください。

法解釈等に関するご質問は消費者庁・各経済産業局で受け付けています。

消費者庁取引対策課　TEL：03（3507）9213
北海道経済産業局消費経済課 TEL：011（709）1792
東北経済産業局消費経済課 TEL：022（221）4917
関東経済産業局消費経済課 TEL：048（600）0405
中部経済産業局消費経済課TEL：052（951）2560
近畿経済産業局消費経済課TEL：06（6966）6027
中国経済産業局消費経済課TEL：082（224）5671
四国経済産業局消費経済課TEL：087（811）8526
九州経済産業局消費経済課TEL：092（482）5459
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課TEL：098（866）1731

消費者庁